

令和8年度第1回 甲賀市子ども・子育て応援団会議 議事録

日時：令和8年5月28日（水）10：00～11：45

場所：甲賀市役所3階 301会議室

事務局       ただいまから令和8年度第1回甲賀市子ども・子育て応援団会議を開催する。会議に先立ち、市民憲章の唱和を行うので、皆様ご起立をお願いします。

（市民憲章唱和）

事務局       続いて、本日出席の委員様を順番に紹介する。なお、新委員が4名おられるうち、甲賀市小学校校長会の近藤秀幸様と甲賀市人権擁護委員協議会の曾我秀美様は、本日も欠席されている。4名の委員には、前任者の残りの任期を引き続き務めていただく。

（委員紹介）

事務局       続きまして、事務局であるこども政策部の職員を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

事務局       それでは、子ども・子育て応援団会議の設置条例第6条第1項では、会長が議長となることと規定しているため、これからの議事につきましては榎本会長において進めていただく。

榎本会長     よろしくお願いします。近年AIの活用が進んでおり、これまではネットで色々な情報を検索して保護者が翻弄されるということが問題になっていたが、今後はAIに自分の悩み事を相談したりすることで、子育てにおける問題とか、こども自身がAIに質問することで、悩み事を解決しようとするのがますます増えてくると考えている。AIが登場してまだ日がそれほど経っていないが、どのようにAIと付き合っていくのかというリテラシーに関するところも、まだまだ理解して身に付いていないと思う。新しく時代が変わっていく中で、子どもや子育て家庭の支援をどうしていくのかというのは、非常に難しくなってくる。本会議では、今日の議事に出てくるが、甲賀市の子ども基本条例の策定について、それから全国でも進められているが、こども計画の策定について、皆様に話し合ってください。本日は初めてこの会議に参加された方にとっては、内容が漠然としていたり、十分に情報をつかみきれていないので、何を言えばいいのか分からなかったりすると思うが、一番大事なことはこどもや子育て家庭にこの計画や条例の内容がきちんと届くことであり、形だけでなく甲賀市で子育て

てしている方や子どもたちが甲賀市に住んでいて良かったと思えるようにしていくことが大切である。そのためには、難しい言葉が並んでいるところの隅をつつくことも必要になるかもしれないが、どこに支援の穴があるかというところを意識しながら、子どもや子育て家庭が住みやすい甲賀市になっていくように、それぞれのお立場からの意見を忌憚なくいただければ有難い。それでは、会議の成立について、事務局からご報告願う。

事務局 (会議の成立について報告)

榎本会長 それでは、次第に基づき議事を進める。まず、資料の確認を事務局から説明願う。

事務局 (資料の確認)

榎本会長 それでは、議事(1) 甲賀市子ども計画(骨子案)について、事務局よりご説明願う。

事務局 (資料1、資料2、資料3について説明)

榎本会長 なかなか理解するところが難しかったかと思うが、今の骨子案について何かご意見はあるか。今、事務局の方から計画の名称について触れられたが、計画名については、他の自治体においても、当事者に届きやすさという点で議論されている。平仮名子どもが39歳までということ、市民の皆さんが知っているとは考えにくいので、そうであれば名称をどうするかというご議論をいただきたい。

委員 こどもの数が減少していく中で、問題行動も含めて、子どもにまつわる課題は増えていっている。その中で、資料3の甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の「4. 家庭における子育て力の向上」における、「子育て力の向上」は家庭だけでなく地域も含まれると思う。おそらく、ここで目指しているのは支援していくための仕組みについてであり、こどもの育て方や子どもがつけるべき力については、あまり触れていないと感じる。子育て世代の負担が増えていく中で、教育支援センターやこどもの居場所等、サポート体制を充実していくという視点は非常に重要と思う一方で、子ども自身にどのような力を付けていくかという視点を盛り込んでいく必要があると思う。例えば、9時くらいまでには寝る、朝起きたら朝ご飯をちゃんと食べる、特別な支援が必要な子どもを除いてトイレには自分で行く等、そのような力を子どもに付けるという視点をどこかで盛り込むべき。

事務局 新計画においては、基本施策「家庭や地域の子育て力の向上」に結び付けていきたいと現時点では考えている。委員のご意見は子育ての根幹の部分であり、重要なご意見であるので、現時点では新たな計画にも含めていく。

委員 ボリュームの問題もあって、触れている部分の割合が少ないという印象がある。

榎本会長 北川委員のご意見はとても大事であるが、一方で、強調しすぎてしまうと、支援してもらうことがいけないことになってしまうこともあると思う。ご指摘の視点は必要ではあるが、計画における表現方法は悩むところ。こどもたちに、自身の責任においてやるべきところはやることも重要であり、一方で家庭も力をつけていかなければいけない部分もあるので、そのバランスが難しいと思う。

委員 そのあたりをカバーしていくのが地域等のコミュニティだと思うが、学校をコミュニティスクール化していくという動きは甲賀市でも進んでいるので、そのような動きに連動させる形で、地域や学校、保育園幼稚園の連携の機会をつくっていくことも必要だと思う。

榎本会長 他はいかがか。仮称「こども計画」について、ご意見はないか。

委員 名称についてではないが、計画のスピード感は重要だと感じている。こどもが減ってきて、集まるこどもが減っているので、できた頃には必要なくなっているという事象は起こりうると思う。今回の計画においても、今問題になっていることももちろん大事であるが、その先に問題になることを想像しながら、柔軟に対応できる計画案作成をお願いしたい。尚且つ、リソースには限りがあり、今ある支援を担保しながら、さらに39歳までの支援を広げるということは考えにくい。これだけ手厚くした未就園児の支援を、どのように活かし、次の39歳への支援につなげるかという視点が必要。例えば、ヤングケアラーという言葉も最近出てきた言葉であるが、そのような突発的に出てきた問題にも対応できるよう、この計画に載っているからやる、載っていないからやらないというのではなく、柔軟性を備えた計画を考えていきたい。

事務局 計画策定における根幹の部分について、ご意見いただいたと感じている。計画だけが出来上がって、こどもが減っている実情とかけ離れた計画にならないためにも、第1回目の会議において、根幹にかかるご意見をいただき、改めて計画策定にかかる視点を再確認できた。

委 員

4点意見する。1点目は、言葉の使い方であるが、資料1の2(1)イ①で「こどもの成長の保障と遊びの充実」とあり、その他にも「成長」という言葉が多く使われているが、保育業界の保育士保育指針では、「子どもの健やかな育ち」という表現が多くあり、こども大綱の中でも「健やかな育ちの保障」という言葉遣いをされている。重要事項では「育ち」といった、大人もこどもも含めた表現がいいのではないかと感じた。こどもに分かり易く伝えるために、こどもが主語で、自分たちが成長するというような意味合いを意識して使っているのであれば良いと思う。2点目は、資料2の第1章1の2つ目の項目において、「子供・若者支援推進大綱」と「子供の貧困対策に関する大綱」の「子供」は平仮名ではないかと思うがいかがか。最後に、資料1の2(1)ウ「子育て当事者への支援に関する重要事項」について、私自身が保護者と接する中で、保護者の皆さんは様々なところで不安に感じているということを感じる。こども大綱の重要事項においても、保護者がゆとりを持ってこどもと向き合える環境づくりがあるので、支援制度の構築においては、が前向きに安心して子育てできている気持ちの面も考慮できると良いと思う。やはり、こどもをまんなかにしてつなげる体制を考えていくといいと思う。

事 務 局

1点目、「成長」と「子どもの健やかな育ち」という表現方法については、こども目線の単純な「成長」という意味ではなく、「健やかな育ち」を願うということで、ご指摘のと通りの表現が適切だと事務局も考えている。2点目、資料2の第1章1における、「子供・若者支援推進大綱」と「子供の貧困対策に関する大綱」の「子供」の表記については、この表記方法は、国で策定されている大綱の名称をそのまま引用しているものである。3点目、資料1の2(1)ウについて、子育て世帯・共働き世帯により踏み込んだ言い回しに変えていきたいと思う。最後に、こどもまんなか社会を中心に据えて、計画作りを考えるべきというご意見をいただいたが、今年度第1回目の会議ということで、本計画策定における最も根幹の「こどもまんなか社会」について、我々も再認識させていただいた。今後の計画策定においても常に意識する。

榎 本 会 長

「こどもまんなか」というキーワードがやはり重要であると思う。私の方から、計画の名称について意見させていただくと、「こどもまんなか」というキーワードを使ってもいいのではないかと思う。「若者」と「子育てしている人」というキーワードとどう組み合わせるかによると思うが、こども計画の名称にはそのエッセンスを取り入れて、当事者の心に響くような計画の名称にしていく必要があると考える。他にはどうか。

委員 資料3における黄色着色部分は、今回追加される部分かと思うが、これまでも幅広く施策がある中で、新たに追加する一方で、予算にも限りがあると思うので、あえて何かをやらないという選択もあると思う。例えば、青年期（3）若者の就労支援・雇用支援では、ハローワークと連携されると想定されるが、（2）出会いや結婚支援というのは、民間サービスもあることに加え、滋賀県でもやっているの、そのような既存サービスへの案内にとどめておけば、その分の予算を他に回すことができると思う。

事務局 甲賀市では既に結婚支援を進めており、15年ほど前から甲賀市にも結婚支援員が12名ほどおられ、月2回、土曜日に結婚相談会という取組を実施している。それに加え、県において、「しが結」というマッチングアプリのシステムを導入、運用されている。今年度から、甲賀市もその県のシステムの方に登録をされた場合に、登録費の一部を助成するという取組を始めている。予算面ではご意見のとおり、予算には限りがあるが、こういった既存事業については市としても手厚くしていかなければいけないと考えている。

榎本会長 こども・子育て領域の話をしている中で、結婚支援というワードに違和感を持つ方もおられると思うが、国の統計でも少子化の一番の理由は晩婚ではなく、非婚だと考えられている。また、結婚願望のある若者に、今結婚しない理由を聞いたところ、適当な出会いがないという理由が最も多い。おそらく国としても、自治体としても、結婚支援が進んでいると思う。時代によって出会い方も変わってきて、今では結婚の出会いとしては、マッチングアプリが一番多くなってきていると思うので、滋賀県の施策の動向も踏まえて、全体調整していただきたい。

委員 「こども」の表記についてであるが、「こども計画」は平仮名、資料3の右側において、「（5）こどもの貧困対策」が平仮名、「（3）子どもの学習機会の充実」は漢字、「（3）外国人の子ども」も漢字となっており、表記が統一されていないが、区別している理由はあるか。また、「こども計画」を平仮名にしている意図はあるか。

事務局 資料3の右側に記載の、現行の計画である子ども・子育て応援団支援事業計画においては、法律に基づく用語の使い方で漢字の「子ども」で統一していた。現行計画の策定段階において、国が策定・制定された「こども大綱」「こども基本法」では、漢字の「子ども」から平仮名の「こども」に使い方を統一されており、応援団計画の方も平仮名の「こども」に統一するという検討はしたが、当該計画の根拠法令である「子ども・子育て支援法」における用法に倣って、漢字の「子ども」を用いた。今回、「（仮

称) こども計画」を策定する段階で、若者も含むという意味合いも含めて、平仮名の「こども」という形で表記させていただいた。漢字の「子ども」と平仮名の「こども」が混在しており、混乱を招き申し訳ないが、前述の形で使い分けをしている。

榎本会長

全部漢字の「子供」もあれば、「子」だけ漢字のもの、最近は平仮名の「こども」がトレンドになっている。こども家庭庁の方針としては、特別な事情がない限り、39歳までの若者を含んだ、平仮名の「こども」と表記を統一し、支援を進めていくということで、各自治体に対して、可能な限り平仮名の「こども」を使っていくように呼び掛けていると思う。ただ、法律の中では、漢字の「子供」、「子ども」を用いているものもある中で、その差異が市民の皆様にとってはわかりにくいと思うので、どのように伝えるかは重要である。せめて、計画の中にその説明を盛り込んでおくという形で、混乱を招かないような工夫が必要。

委員

「甲賀市こども計画」という名称で、一般の方は0歳から39歳までのイメージを持たれないと思うので、0歳から39歳までを含むという意味がわかるような説明が必要だと思う。また、結婚支援については、結婚された後においても、何もかもサポートして、当事者が無自覚、無責任な状態になると良くないので、自立した子育て、親としての自覚が醸成されるよう工夫が必要であり、その検討もあわせてしていくべき。最後に、こども基本法ができてから、「こどもまんなか社会」という理念で、こどもをまんなかに据えて施策や支援体制を整えていくことは理解するが、一方で、こども基本法ができる前はこどもをまんなかに据えてなかったというわけではないと思う。むしろ、昔の方が、親がこどもと真正面から向き合って子育てをしていたイメージがあるので、「こどもまんなか社会」という理念をどのように捉えると良いのか悩ましい。具体的な計画を整えていくまでに、考えないといけないと思う。

榎本会長

結婚支援に関しては、これまでも会社や地域の中で所謂「お節介」があり、若者が支援を受けながら結婚していくという動きはあったと思うが、時代が変わりそれらのことがハラスメント等に該当する可能性もあるので、誰かに後押ししてもらうことが難しくなったと思う。子育ても同様に、地域の中で自然に支えられていた部分もあったと思うが、それも難しくなった。そのような視点に立つと、決して昔の人がすべて自分でやっていたわけではなく、子育てのあり方が変わったと、私は捉えている。ただ、やはり様々な考え方があるので、A委員がおっしゃったことももちろん意見の一つだと思う。ご意見として事務局の方で今後に活かしていきたい。

それでは、議題（２）甲賀市こども基本条例（案）について、事務局より説明願う。

事務局 （資料４について説明）

榎本会長 ただいま事務局からこども基本条例（案）について説明があった。委員の皆様からご意見ご質問はあるか。

委員 「（仮称）甲賀市こども計画」は、39歳までである一方で、「甲賀市こども基本条例（案）」では、対象年齢が18歳未満としており、双方の対象を明確に伝えるためにも、それぞれの名称については検討が必要だと考える。また、条例案第21条にも「市町村こども計画」という文言があり、混同されることが想定されるので、考え方について伺いたい。

榎本会長 計画と条例で、対象とする年齢が違うことの捉え方や名称の修正についてのご質問であったが、事務局はいかがか。

事務局 ご指摘のとおり、計画は0歳から39歳、条例の方は18歳未満ということで、事務局としても考え方を整理してはいますが、条例の方については、子どもの権利条約に基づくものとしており、条約では18歳未満を対象とされていることを踏まえて、現時点では条例においては18歳未満を対象としている。ご指摘も踏まえて、計画と条例の対象を明確に説明できるよう、考え方を整理させていただく。また、こども計画骨子案の名称と条例案第21条に記載している計画の名称に相違があるのではないかというご意見だが、この点については、次回までに確認させていただき、お示しさせていただく。

榎本会長 他に意見いかがか。

委員 県では大人向け、中高生向け、小学生向けのパンフレットを作っておられるが、作成の要否について市ではどう考えているか。各層に合ったパンフレットの方がわかりやすいので、幅広く周知できると考える。こども計画についても同じことが言えるが、関係者だけが理解していて一般の方に広がらないということにならないようにしていただきたい。市人口の約13%にあたる11,000人規模の地域の自治振興会の会長を4月からさせていただいており、皆さんに周知することが非常に難しいと感じている。挨拶の際に、コミュニティスクールの話をしていただいたが、理解していただくのに苦慮した。市民が理解して運用されるのと、その反対とでは、大きな差があると思うので、市民における浸透度、理解度が重要である。幅広く理解していただけるように進めていただきたい。

事務局 事務局としても周知は重要であると考えている。計画については、令和9年3月に策定、条例については、市議会の12月定例会に上程、議決を経て施行する予定でいる。いずれについても、来年の3月末には形になるので、県が作成されたような、見やすくわかりやすいパンフレットについても並行して作成することを考えている。令和9年度に入れば、教育委員会を通じて、市内の小中学生に中身を届けていかないといけないと考えている。その中で具体的な見せ方については、今後検討していこうと考えている。

委員 回答は求めない。想像以上に中学生は自分たちの気持ちを表明してくれるので、聞いたことについてはできるだけ実現させたいと思っている。現在は、女性用のトイレの洋式便器が各階1個しかなく、休み時間も長蛇の列ができて困っているということを子ども達が訴えている。また、利用機会が多い、多目的教室にエアコンがないので、吹奏楽部の練習などで、楽器が壊れるくらい汗が出るので、エアコンを付けて欲しいということを、わざわざ校長室まで来て言ってくれている。もっともな意見であり、健やかな育ちという視点から、改善したいと思う一方で、当然財政面で難しいことも理解している。ただ、子ども達がそうして意見を表明してきたことについては、なぜできないのかを明確に説明しなければならないと考える。条例の制定前後で、どのような違いがあるのかを、明確に説明する必要があると思う。内容については大変素晴らしいと思うが、子ども達が意見表明したことについて、明確な回答があり、子どもたちが「言ってよかった」と思えるような状態になることを望む。

榎本会長 財政面についても触れていただいたが、条例を制定し、パンフレットを作成するとなると、おそらくかなりのお金がかかってくると思う。そうすると、そのお金で中学校のトイレが直せないのかという疑問やお金を使う基準についての疑問も出てくると思うので、今いただいたご意見は重要であると思う。現在、時代の流れもあり和式便器が苦手ということも非常に増えており、洋式便器が当たり前の中、中学校だけ和式便器が残っている状態であるので、今いただいたご意見は子ども計画にも関わる重要な意見だと思う。他にはいかがか。

委員 権利を大きく言うと、必ずそれを抑え込む勢力が出てくると思うので、権利に対して義務が重要であり、何もかもを正当化されないような訴求が必要だと思う。また、先ほど対話の重要性についてありましたが、権利と権利が衝突することもある。その際は、話し合いをすることになるともうが、権利を正義だと捉われてしまうようなパンフレットができないように、上手く訴求して



いただきたい。対話をして相手の立場に立って考えることの重要性を訴求するような条例やそれに付随する資料であるといいと思う。もう1点、会議への参画について、18歳未満が意見を表明できる場は限られている。18歳未満が、本日の会議には招集されないように、全ての会議に18歳未満の参画を促すということは難しいので、18歳未満の意見を吸い上げる仕組みなどをあわせてご検討いただけると良いと思う。

事務局        まず、権利についてであるが、こども達に計画、条例の主旨が齟齬なく、明確に伝わるような見せ方をしなければならないと考えているので、皆さんのお力もお借りしながら作っていききたいと思う。また、意見表明の場の確保についてであるが、計画の対象となるこどもの意見を聞く場を設置することを考えている。そのような場に、中学生なども参加していただけるように、検討したい。

榎本会長        具体的にどのように進めていくかについては難しいところであるが、引き続き検討していただきたい。それでは、欠席委員の方からご意見をいただいているので、紹介させていただく。

条例案第14条「こどもと保護者への支援」において、支援の主体を「市及び学校関係者は」と記載されていることについて、地域住及び事業者もこどもの権利を守る役割を果たしているため、第15条の記載と同様に、支援の主体を「市及び学校関係者、地域住民及び事業者は」と改めてはいかがかというご意見をいただいているが、事務局いかがか。

事務局        案に反映させていただく。

榎本会長        これにて、本日の議題はすべて終了した。委員の皆様には議事の運営にご協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しする。

事務局        次第6「その他」として、事務局から報告と事務連絡をさせていただきます。

事務局        保育幼稚園課から2点報告させていただく。まずは、皆さまからご意見もいただいた、こども誰でも通園制度について、4月から開始する施設の認可を決定することができたことをお礼申し上げます。現在、20人程度の利用認定申請を受けて、認定事務の処理を進めている。今のところは、登録のみしておくという方もおられ、今後段階的に利用が広がっていくのではないかとという所感でいる。今後においても、皆さまからいただいた貴重なご意見を基に、よりよいサービスになるよう取り組んでいくので、引き続きよろしくお願いいたします。もう一点、当日資料でお配りしている、

「甲賀市子育て支援施設整備方針に基づく保育施設等再編の進捗状況について」について、説明させていただく。

事務局           （資料「甲賀市子育て支援施設整備方針に基づく保育施設等再編の進捗状況について」について説明）

事務局           （事務連絡）

事務局           以上で本日の会議を終了する。